

# 平成 23 年度 事業 計画 書

(平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)

## 1. 企業の社員寮への留学生受入れ等、企業が行う留学生支援事業に対する援助

(寄附行為第 4 条第 1 号関係)

(1) 留学生支援企業、提供施設を拡大し、企業の社員寮への留学生受入れを促進する。 [経済産業省補助事業]

- ・企業への説明資料として、パンフレット、プログラム案内書を作成する。
- ・留学生への説明資料として、リーフレット等を作成する。

(2) 企業の社員寮への留学生受入れ事業マニュアルを作成・配布する。

[経済産業省補助事業]

(3) 留学生及び大学担当者を対象としたセミナー開催する。

[旧文部科学省補助事業]

(4) 宿舍提供推進等に係る I T 基盤整備を行う。

## 2. 留学生を支援する企業及び留学生の生活相談に対する援助

(寄附行為第 4 条第 2 号関係)

(1) 入居留学生の生活相談窓口の設置等支援体制の整備を行う。

[旧文部科学省補助事業]

(2) 企業関係者等を講師に招き、留学生に対し企業紹介および企業、留学生相互の情報・意見交換のためのフォーラムを開催する。

[経済産業省補助事業]

(3) 留学生を協力企業へ訪問させ、企業活動の実態等に触れる機会を提供する。

[経済産業省補助事業]

### 3. 留学生と地域社会等との交流事業の実施及び援助

(寄附行為第4条第3号関係)

- (1) 留学生と留学生支援企業、地域社会等との交流事業の実施及び援助を行う。

[旧文部科学省補助事業]

- (2) 入居留学生による中学校等へ出張授業を実施する。

- (3) 留学生及び留学生OBを対象に日本の文化や経済社会等の理解促進を図るためフォーラムを開催する。

[旧文部科学省補助事業]

- (4) 入居留学生との交流事業に対する支援等を実施する。

[旧文部科学省補助事業]

### 4. 企業が行う留学生に対する支援に関する広報及び調査

(寄附行為第4条第4号関係)

- (1) 会報の作成・配付を行う。

[旧文部科学省補助事業]

- (2) 宿舍提供推進等に係るデータ整備を行う。

- (3) 留学生支援及び交流促進等に関する調査・研究を行う。

以 上